

平成28年度補正予算に係る事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

(1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

- ①補助対象事業者: 一般貸切旅客自動車運送事業者(リース事業者の場合は貸し渡し先)
- ②補助対象装置: 衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置
- ③補助率: 中小事業者等においては、装置価格の1/2
それ以外の者においては、装置価格の1/3
- ④補助限度額(装置1台あたり)
 - 衝突被害軽減ブレーキ
中小企業者等15万円、それ以外の者10万円
 - ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援装置
中小企業者等5万円、それ以外の者3万3千円
 - 車両安定性制御装置
中小企業者等10万円、それ以外の者6万7千円
- ⑤同一車両に複数の装置を装着する場合の上限額
中小企業者等30万円、それ以外の者20万円
- ⑥受付期間: 平成28年12月1日～平成29年2月28日

(2) 運行管理の高度化に対する支援

- ①補助対象事業者: 一般貸切旅客自動車運送事業者(リース事業者の場合は貸し渡し先)
- ②補助対象機器: デジタル式運行記録計であって、国土交通大臣が認定したもの
- ③補助率: 取得に対する経費の1/3
- ④補助限度額(機器1台あたり)
 - デジタル式運行記録計
車載器: 3万円 事務所機器: 10万円
- ⑤1事業者あたりの上限額: 80万円
- ⑥受付期間: 平成28年12月1日～平成29年2月28日

※先進安全自動車(ASV)の導入及び運行管理の高度化に対する支援の補助対象は、平成28年4月1日以降導入したものが対象となります。